

件名	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
主管課	人事課
根拠法令等	地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）
<p>【制定の経緯】</p> <p>地方自治法等の一部が改正されることに伴い、知事等の損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めるため制定。</p> <p>【制定の概要】</p> <p>知事、副知事、委員会の委員や職員の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、<u>賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨</u>を定める。</p> <p style="text-align: center;"><u>免責する額</u> = 賠償責任額 - （基準給与年額※1 × 職ごとの乗数※2）</p> <p>※1 基準給与年額 原因行為時点での一会計年度当たりの給与額に相当する額（扶養手当、住居手当、通勤手当等の手当を除く。）</p> <p>※2 職ごとの乗数</p> <p>(1) 知事 6</p> <p>(2) 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 4</p> <p>(3) 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、地方公営企業の管理者、警察本部長 2</p> <p>(4) 職員（(1)～(3)に掲げる職員を除く）、警察本部長以外の地方警務官 1</p>	
施行日	令和2年4月1日
【その他参考事項】	

